

臓器提供の 意思表示について

臓器の移植に関する法律により、みなさんの臓器提供に関する意思を尊重するために、臓器提供の意思を資格確認書に記載することができます。

みなさんにお届けする資格確認書の裏面に臓器提供に関する意思表示欄が設けられています。

●マイナンバーカードの表面にも意思表示欄が設けられています。

臓器移植について

臓器移植は病気や事故によって臓器（心臓や肝臓など）が機能しなくなった方に、他の方の健康な臓器を移植して、機能を回復させる医療です。

現在、臓器の移植希望登録をしている方の数に対して臓器の提供者が少なく、数多くの方が移植を待ちながら亡くなられています。

自分が脳死となって最期を迎えたとき、誰かの命を救うことができます。

わたしたちひとりひとりが、今、臓器提供について考え、家族と話し合い、自分の臓器提供に関する意思を表示しておくことが大切です。

意思表示について

臓器提供に関する意思表示は、高齢の方でも病気の方でも、どなたでも記入していただけます。

また、記入するかどうかは、被保険者ご本人の判断によるものであり、意思表示欄への記入は任意です。

臓器移植に関するご質問・お問い合わせは

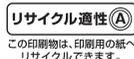
(公社) 日本臓器移植ネットワーク

フリーダイヤル ☎ 0120-78-1069 [平日 9:00~17:30]

ホームページ <https://www.jotnw.or.jp>

臓器移植

検索



禁無断転載

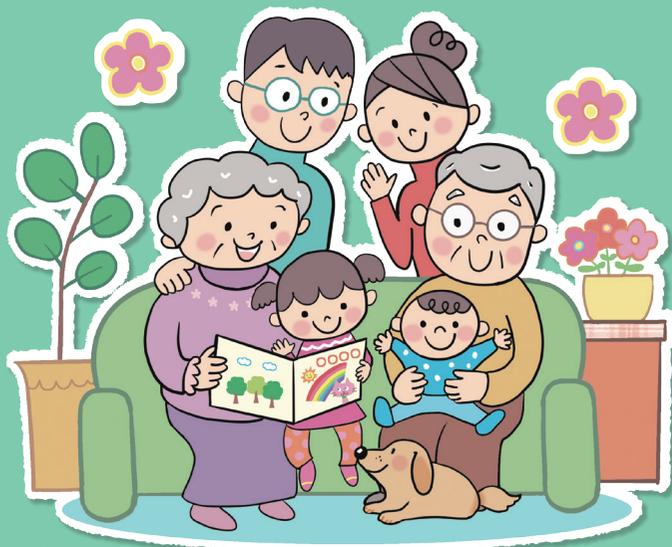
KITC1550-1787193-Z18

後期高齢者

医療制度の

しおり

令和
7年度版



「マイナ保険証」をご利用ください

マイナンバー

福井県後期高齢者医療広域連合

令和7年7月発行

お住まいの 市町担当窓口

お住まいの市町の後期高齢者医療
担当課は次のとおりです ●●●●●●●●

市町名	担当課	電話番号
福井市	保険年金課	☎0776-20-5383
敦賀市	国保年金課	☎0770-22-8119
小浜市	市民課	☎0770-64-6018
大野市	市民生活・統計課	☎0779-64-4810
勝山市	市民課	☎0779-88-8102
鯖江市	国保年金課	☎0778-53-2208
あわら市	市民課 保険・年金グループ	☎0776-73-8015
越前市	窓口サービス課 保険年金室	☎0778-22-3002
坂井市	保険年金課	☎0776-50-3031
永平寺町	住民税務課	☎0776-61-3945

市町名	担当課	電話番号
池田町	保健福祉課	☎0778-44-8000
南越前町	町民税務課	☎0778-47-8015
越前町	健康保険課	☎0778-34-8710
美浜町	住民環境課	☎0770-32-6703
高浜町	住民生活課	☎0770-72-7703
おおい町	すこやか健康課	☎0770-77-1155
若狭町	健康医療課	☎0770-62-2708

福井県後期高齢者医療広域連合

郵便番号 〒910-0843

住所 福井県福井市西開発4丁目202番1
福井県自治会館5階

電話番号 **0776-54-6330**

受付時間 8:30～17:15

ホームページ <https://www.fukui-kouiki.or.jp/>

制度についてわからないことなどありましたら、広域連合
またはお住まいの市町にお気軽にお問い合わせください。

福井県後期

検索



もくじ

お住まいの市町担当窓口	1
制度のしくみ	4
運営のしくみ	5
被保険者となる方	6
資格確認書	7
マイナ保険証	8
こんなときは必ず届出を	9
医療機関にかかるときの自己負担割合	10
入院したときの食事代	12
いったん医療費を全額自己負担したとき	14
高額療養費	15
高額医療・高額介護合算療養費制度	19
交通事故にあったとき	20
移送費・葬祭費	20
後発医薬品を利用しましょう	21
保険料	23
無料の健康診査を受けましょう	29
無料の歯科・口腔機能健診を受けましょう	30
臓器提供の意思表示について	裏表紙

※法律等の改正により内容が変更になる場合があります。

●保険料の軽減措置に係る所得判定基準が変わりました。
(P25参照)

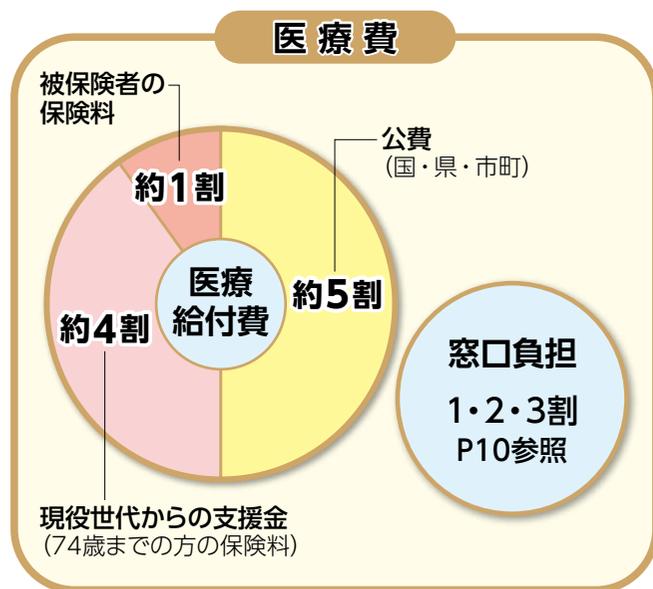
制度のしくみ

後期高齢者医療制度は 支え合いのしくみです

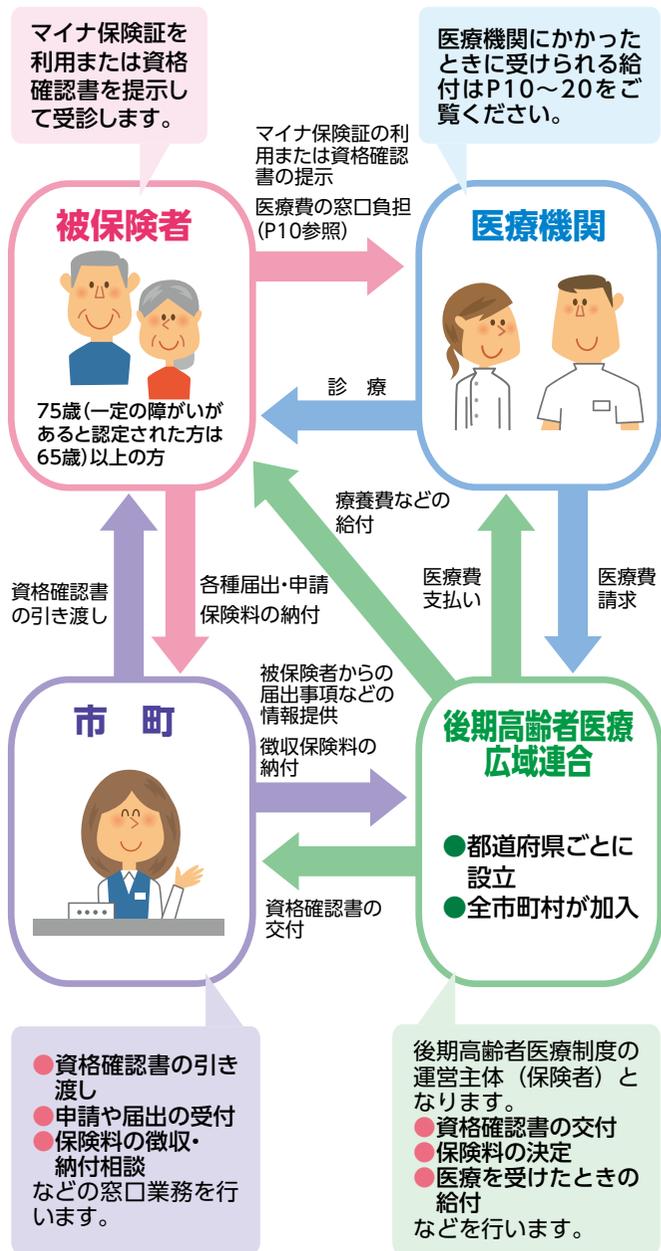
急速な少子高齢化が進む中、国民皆保険を守り、高齢者の方々が安心して医療を受け続けられるようにするため、みんなで医療費を負担する支え合いのしくみです。



制度にかかる医療費負担のしくみ



運営のしくみ



被保険者となる方

- **75歳以上の方**
75歳の誕生日をもって自動的に加入となります。申請の必要はありません（生活保護を受けている方は被保険者となりません）。
 - 一定の障がい^{注1}がある65歳から74歳の方で、申請し認定を受けることで後期高齢者医療制度に加入することができます（認定の申請は75歳になるまでは、いつでも撤回の申し出ができます。申出日翌日^{注2}から後期高齢者医療制度の資格を喪失しますので、国民健康保険などの医療保険制度への加入が必要になります）。
- 注1 身体障害者手帳 1・2・3級・4級（一部）
精神障害者手帳 1・2級
療育手帳 A1・A2 など
- 注2 喪失日は遡りできません。別の健康保険などに加入する場合は、すみやかにご連絡ください。

被保険者となる日

- 75歳の誕生日当日
- 一定の障がいがある65歳から74歳の方は、広域連合の認定を受けた日



会社の健康保険など（市町の国民健康保険は除く）から後期高齢者医療制度に移行される方は、資格の喪失手続きが必要になります。

詳しくは、加入している健康保険担当窓口にお問い合わせください。

資格確認書

- 被保険者の方には、令和8年7月末までの間は、マイナ保険証の保有状況および申請の有無にかかわらず、資格確認書を交付します。



有効期限をご確認ください

後期高齢者医療資格確認書 有効期限令和 8年 7月31日
被保険者番号 111111111
氏名 広域 太郎 性別 男
生年月日 昭和 7年 7月 7日
資格取得年月日 平成20年 4月 1日
交付年月日 令和 7年 8月 1日
負担割合・発効期日 1割 令和 7年 8月 1日
限度区分・発効期日
長期入院該当日
特定疾病区分・発効期日
保険者番号 3 9 1 8 2 0 1 9
保険者名 福井県後期高齢者医療広域連合 印

見本

- 資格確認書を医療機関で提示していただくことで、保険診療を受けることができます。
- 資格確認書には有効期限があり、有効期限を過ぎたものは使用できません。
- 申請をすることで、限度区分などの資格情報を記載することができます。
- 資格確認書の記載内容を確認して、誤りがあればお住まいの市町担当窓口にご連絡ください。
- 資格確認書の貸し借りは絶対にしないでください。
- 資格確認書をコピーしたものは使えません。
- 資格がなくなったときは、お住まいの市町担当窓口にご連絡ください。
- 資格確認書をなくしたり、汚したりしたときは、再交付しますので、お住まいの市町担当窓口に申請してください。

マイナ保険証



- マイナンバーカードをお持ちの方は、保険証の利用登録をすることで、マイナ保険証として利用することができ、医療機関の機械で読み取りをすることで、保険診療を受けることができます。
- マイナ保険証をお持ちの方には、令和8年8月からは、自身の被保険者番号、氏名、自己負担割合などの資格情報が記載されたA4サイズの「資格情報のお知らせ」が交付される予定です。
- マイナ保険証をお持ちで、利用登録の解除を希望する方は、市町担当窓口に申請することで解除することができます。

★マイナンバーカードを保険証として利用できます！

利用登録の方法

- ① 医療機関・薬局の受付（カードリーダー）で行う
- ② 「マイナポータル」から行う
- ③ セブン銀行ATMから行う



マイナ保険証を利用しましょう

マイナ保険証を利用するメリット

- ① データに基づくより良い医療を受けることができる
- ② 救急現場で、搬送中の適切な応急処置や病院の選定などに活用される
- ③ 手続きなしで高額医療の限度額を超える支払いが免除される

こんなときは 必ず届出を

申請や届出は、お住まいの市町担当窓口へ

こんなとき	手続きに必要なもの
一定の障がいがある65歳以上の方で、被保険者としての認定を受けようとするとき	障がいの程度がわかるもの（身体障害者手帳、国民年金証書など）、資格確認書（国保などの資格確認書をお持ちの方のみ）
県外に転出するとき	資格確認書
県外から転入したとき	負担区分等証明書
県内で住所が変わったとき	資格確認書
生活保護を受け始めたとき	生活保護開始決定通知書、資格確認書
生活保護を受けなくなったとき	生活保護廃止（停止）決定通知書
亡くなったとき	亡くなった方の資格確認書、葬祭を行ったことを証明する書類、振込先のわかるもの

●個人番号（マイナンバー）記入欄がある申請書・届出書等には、マイナンバーを記入してください。番号確認・身元確認の書類が必要になります。マイナンバー制度に便乗した不審な問い合わせや還付金詐欺の電話があった場合は、ただちに最寄の警察またはお住まいの市町担当窓口ご連絡してください。

医療機関にかかるときの自己負担割合

自己負担割合は、前年の所得をもとに世帯で判定し、8月から翌年7月まで適用します。

所得の区分	対象となる方	自己負担割合
現役並み所得者Ⅲ <small>住民税課税所得（控除後）が690万円以上</small>	①住民税課税所得が145万円以上の被保険者および同じ世帯の被保険者（注1、注2） ②なお、上記①により3割負担に判定された方のうち、下記の要件に該当する場合は2割負担（一般Ⅱ）、または1割負担（一般Ⅰ）となります。	3割
現役並み所得者Ⅱ <small>住民税課税所得（控除後）が380万円以上</small>	【基準収入額の適用要件】 ○同じ世帯に被保険者が1人の場合 被保険者の収入が383万円未満（383万円以上であっても、同じ世帯に70歳から74歳の方がいる場合、70歳から74歳の方との収入の合計が520万円未満）	
現役並み所得者Ⅰ <small>住民税課税所得（控除後）が145万円以上</small>	○同じ世帯に被保険者が2人以上いる場合 被保険者の収入の合計が520万円未満 ※②の要件に該当する方で、3割負担の資格確認書が交付されている方は、お住まいの市町担当窓口へ相談ください。	
一般Ⅱ	●世帯内の被保険者のうち、住民税課税所得が最大の方の課税所得が28万円以上（注1）で以下に該当する方 ①世帯に被保険者が1人で、「公的年金等収入（注3）+その他の合計所得金額（注4）」が200万円以上 ②世帯に被保険者が2人以上で、被保険者の「公的年金等収入+その他の合計所得金額」の合計が320万円以上	2割
一般Ⅰ	●現役並み所得者、一般Ⅱ、区分Ⅱ、区分Ⅰ以外の方	1割
区分Ⅱ	●世帯の全員が住民税非課税で、区分Ⅰ以外の方	
区分Ⅰ	●世帯の全員が住民税非課税で、その世帯の各所得（公的年金等の所得は控除額を80.67万円として計算。給与所得がある場合は、給与所得から10万円を控除）が0円となる方	

注1 前年12月31日現在、世帯主であり、同一世帯に合計所得金額が38万円以下である19歳未満の世帯員がいる被保険者には、「33万円×16歳未満の人数+12万円×16歳以上19歳未満の人数」が調整控除額として適用されます。

注2 昭和20年1月2日以降生まれの被保険者および同一世帯に属する被保険者の旧ただし書所得の合計額が210万円以下の場合は「一般Ⅰ」または「一般Ⅱ」になります。

注3 遺族年金や障害年金は含みません。

注4 公的年金等収入以外で、事業収入や給与収入等から必要経費や給与所得控除等を引いた後の金額で、基礎控除や社会保険料控除等の控除をする前の金額のことをいいます。その他の合計所得がマイナスの場合は、0円で計算されます。

住民税課税所得とは？

収入金額から公的年金等控除、給与所得控除、必要経費等を差し引いて求めた総所得金額等から、さらに各種所得控除（社会保険料控除、医療費控除等）を差し引いた額です。住民税の通知には、「課税標準額」や「課税される所得金額」と表示されている場合があります。

後期高齢者医療基準収入額を適用する際の、「収入」とは？

所得税法上の収入金額（退職所得に係る収入金額を除く。）であり、必要経費や公的年金等控除、基礎控除などの控除金額を差し引く前の額です。

収支上の損益にかかわらず、確定申告したものは全て上記収入金額に含まれます。

紹介状なしで受診する場合等の定額負担について

医師の紹介状なしで一般病床200床以上等の病院を受診する場合には、自己負担額とは別に負担がある場合があります。詳しくは、受診される病院にお問い合わせください。

保険外併用療養について

保険が適用されない療養を受けると、保険が適用される部分があっても全額が自己負担となりますが、一定の条件を満たした「評価療養」と「選定療養」等は、保険診療との併用が認められる場合があります。詳しくは、かかりつけ医等に相談してください。

- 評価療養…保険導入のための評価を行うもの
- 選定療養…差額ベッドや歯科の金合金等

入院したときの食事代

入院したときの食事代は、1食あたり下表の標準負担額を自己負担額とします。

◆入院時食事代の標準負担額 (表①)

所得の区分(P10参照)			1食あたりの食事代
現役並み所得者	一般Ⅱ	一般Ⅰ	510円
区分Ⅰ、区分Ⅱに該当しない指定難病患者			300円
区分Ⅱ※	過去12か月で90日までの入院		240円
	過去12か月で90日を超える入院注		190円
区分Ⅰ※			110円

注 区分Ⅱの認定期間中（前の医療保険での認定期間を含む）に、過去12か月で90日を超える入院をした場合、申請をして「長期入院該当」の認定を受けることで、食事代の自己負担額が190円に減額されます。入院日数が確認できる領収書などをご準備いただき、お住まいの市町村窓口までお問い合わせください。

認定後、資格確認書をご利用の方は、「長期入院該当日」が記載された資格確認書を医療機関に提示してください。マイナ保険証をお持ちの方は、マイナ保険証を利用すれば、自己負担額が減額されます。

なお、長期入院該当は、申請日の翌月1日から認定されます。申請日から遡って認定はできませんので、ご注意ください。ただし、申請日から申請月の月末までの食事代については、差額支給申請によりお戻しできます。

※ 資格確認書をご利用の方は、区分Ⅰもしくは区分Ⅱの適用を受けるには、「限度区分」が記載された資格確認書の提示が必要です。

マイナ保険証をご利用の方は、手続きなしで区分Ⅰもしくは区分Ⅱが適用されます。

詳しくはP17へ。



療養病床に入院したとき

療養病床に入院したときの食事代と居住費は、下表の標準負担額を自己負担額とします。

◆食事代・居住費の標準負担額 (表②)

所得の区分(P10参照)	1食あたりの食事代	1日あたりの居住費
現役並み所得者	510円 ^{注1}	370円
一般Ⅱ 一般Ⅰ		
区分Ⅱ	240円	
区分Ⅰ	140円	0円
老齢福祉年金受給者・境界層該当者 ^{注2}	110円	
指定難病患者	表①と同額	

注1 医療機関の施設基準などにより、470円の場合もあります。

注2 生活保護法の規定による生活保護を必要としない状態となる方

●療養病床に入院した場合でも、入院医療の必要性が高い方(人工呼吸器、静脈栄養が必要な方や難病の方)は、表①の食事代を負担します。

医療費のお知らせについて

健康管理の大切さをご確認いただくため、医療費のお知らせをお送りします。

通知時期 令和8年1月下旬頃

通知対象 令和6年11月診療分から
令和7年10月診療分まで

令和7年11月・12月診療分を確定申告される場合は、領収書にて金額をご確認ください。

いったん医療費を全額自己負担したとき

下記の場合で、いったん医療費を全額自己負担したときは、お住まいの市町担当窓口申請して広域連合が必要と認めた場合、自己負担分を除いた額が支給されます。

- 急病などやむを得ない理由で、マイナ保険証や資格確認書を持たずに診療を受けたとき
- 海外渡航中に治療を受けたとき(治療目的の渡航は除く)
- 医師が必要と認めた、コルセットなどの治療用装具代や輸血した生血代がかかったとき

申請には領収書や診療内容が確認できる書類などが必要になります。詳しくは、お住まいの市町担当窓口にお問い合わせください。

整骨院・接骨院(柔道整復)の施術を受けるとき

医療保険が使えるのは、医師や柔道整復師の診断または判断により、一定の条件を満たす場合のみとなりますので、ご注意ください。

◆保険診療が受けられるのはどんな場合?

- 外傷性が明らかなねんざ、打撲(肉離れ)、骨折、脱臼の場合など

※骨折・脱臼については、医師の同意が必要です(応急措置を除く)。

保険の対象とならないもの(全額自己負担になります)

- ✗ 日常生活からくる疲労や肩こり、腰痛、体調不良
- スポーツによる筋肉疲労、筋肉痛 など

はり・きゅう・あんま・マッサージなどによる施術を受けるとき

医療保険が使えるのは、通常、医療機関などで行う治療を行ってもなお効果が得られず、はり・きゅう・あんま・マッサージなどの施術によれば治療効果が期待できるものとして、医師の同意があった場合に施術を受けた方に限られます。

なお、保険医療機関(病院・診療所など)で同じ対象疾患の治療を受けている間は、はり・きゅう施術を受けても保険の対象にはなりませんので、ご注意ください。

高額療養費

1か月（同じ月内）の医療費の自己負担額が下表の自己負担限度額を超え、お住まいの市町担当窓口に申請して広域連合が認めた場合、自己負担限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。

該当者には初回のみ申請書を送付します。2回目以降は、申請の必要はありません。

高額療養費の計算のしかた

- 同じ世帯内で複数の後期高齢者の方が医療を受ける場合、医療費は、病院・診療所・診療科の区別なく合算できます。ただし、1、2割負担となる方は、受けた医療が外来のみの場合、世帯での合算はありません。
- 自己負担限度額は外来（個人単位）を計算後に、外来（個人単位での外来支給分を除く）+入院（世帯単位）を計算します。
- 入院時の食事代や保険がきかない差額ベッド代などは高額療養費の支給対象となりません。

窓口負担割合が2割となる方への配慮措置について

令和4年10月1日から令和7年9月30日までの間は、2割負担となる方の急激な負担増加をおさえるため、外来医療の負担増加額の1か月当たりの上限額を3,000円までとします。

上限額を超えて支払った金額は、高額療養費として、事前に登録されている高額療養費の口座に払い戻します。

◆自己負担限度額（月額）

所得の区分 (P10参照)		外来+入院（世帯単位）
現役並み所得者	Ⅲ (住民税課税所得 690万円以上)	252,600円+ (総医療費-842,000円)×1% [140,100円] 注1
	Ⅱ (住民税課税所得 380万円以上)	167,400円+ (総医療費-558,000円)×1% [93,000円] 注1
	Ⅰ (住民税課税所得 145万円以上)	80,100円+ (総医療費-267,000円)×1% [44,400円] 注1

所得の区分 (P10参照)	外来(個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
	Ⅱ (2割負担者)	6,000円+ (総医療費- 30,000円)×10% または 18,000円 のいずれか低い額 注2、3、4
Ⅰ (1割負担者)	18,000円注2	
区分Ⅱ	8,000円注2	24,600円
区分Ⅰ		15,000円

注1 [] 内の金額は、過去12か月以内に限度額を超えたことが3回以上あった場合の4回目以降の限度額

注2 年間（8月から翌年7月まで）の限度額は144,000円です。

注3 総医療費が30,000円未満の場合は、30,000円として計算します。

注4 2割負担となる方については、窓口負担割合の引き上げに伴い、1か月の外来医療の負担増加額を3,000円までに抑える配慮措置が、令和7年9月30日で終了します。

- 75歳になり後期高齢者医療制度に加入した月の自己負担限度額については、負担増にならないよう、加入前の医療保険と後期高齢者医療制度それぞれの自己負担限度額が2分の1となります。

限度区分について

資格確認書をご利用の方

医療機関にかかるとき、自己負担限度額の適用を受けるには、所得の区分（P10参照）に応じた「限度区分」が記載された資格確認書を提示する必要がありますので、お住まいの市町担当窓口に申請して「限度区分」が記載された資格確認書の交付を受けてください。

マイナ保険証をご利用の方

上記の申請をしなくても、高額療養費の限度額を超える支払いが免除されます。

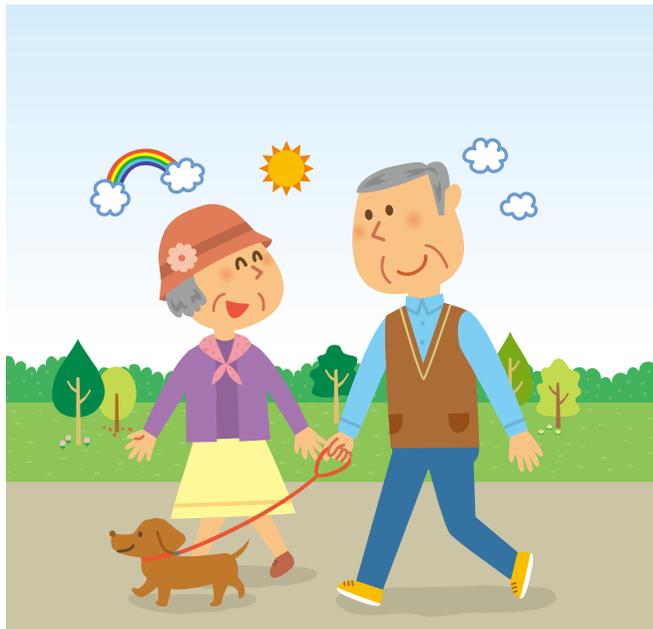
- 「長期入院該当」に係る限度区分の適用を受けるためには、申請が必要です。詳しくはP12（注）へ。

特定疾病認定について

厚生労働大臣が指定する特定疾病（先天性血液凝固因子障害の一部、人工透析が必要な慢性腎不全、血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症）の場合の自己負担限度額（月額）は10,000円です。

「特定疾病認定」が必要になりますので、お住まいの市町村担当窓口に申請してください（他保険で「特定疾病認定」を受けていた場合でも再度申請が必要になります）。

また、特定疾病に係る外来と院外処方費で支払われた自己負担額が10,000円を超えた場合に申請して広域連合が認めると、超えた分が支給されます。



特定疾病療養受療証について

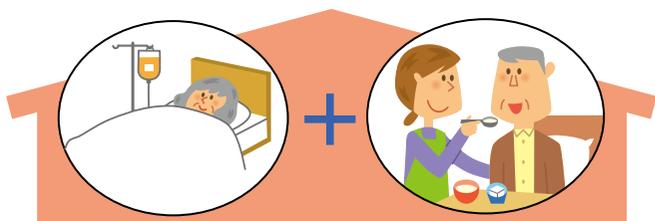
特定疾病認定を受けた場合、「特定疾病療養受療証」が交付されます。自己負担限度額の適用を受けるためには、「特定疾病療養受療証」を医療機関に提示する必要がありますが、以下の場合、提示の必要はありません。

資格確認書をご利用の方

希望すれば、申請により、資格確認書に特定疾病区分を併記することができ、資格確認書の提示により自己負担限度額の適用を受けることができます。

高額医療・高額介護 合算療養費制度

医療保険と介護保険で1年間（毎年8月1日から翌年7月31日まで）に支払った医療費と介護サービス費の自己負担額（高額療養費や高額介護サービス費などで支給された額を除く）が、世帯単位の限度額を超える場合、お住まいの市町担当窓口申請して広域連合が認めると、限度額を超えた分が支給されます。



◆自己負担限度額（年額）

所得の区分（P10参照）		限度額
現役並み所得者	Ⅲ（住民税課税所得690万円以上）	212万円
	Ⅱ（住民税課税所得380万円以上）	141万円
	Ⅰ（住民税課税所得145万円以上）	67万円
一般Ⅱ	一般Ⅰ	56万円
区分Ⅱ		31万円
区分Ⅰ		19万円*

※介護サービス利用者が世帯内に複数いる場合は31万円

●医療費または介護サービス費のどちらかの自己負担額が0円の場合は支給されません。

●計算した支給額が500円以下の場合には支給されません。

交通事故にあったとき

交通事故にあつて、けがなどをした場合、マイナ保険証または資格確認書を使って診療を受けることができますが、市町担当窓口への届出が必要です。

ただし、医療費は加害者が負担することが原則ですので、一時的に広域連合が医療費を立て替え、あとで広域連合から加害者に請求することになります。

また、示談の前にも、必ずお住まいの市町担当窓口にご連絡ください。



移送費・葬祭費

移送費

病気やけがで移動が困難な方が、生命に危険がおよび、かつ医師の指示により転院などの移送に費用がかかるときは、お住まいの市町担当窓口にご相談ください。広域連合が必要と認めた場合、費用の全部またはその一部が支給されます。



葬祭費

被保険者が亡くなったときは、お住まいの市町担当窓口申請して広域連合が認めた場合、葬祭を行った方に50,000円が支給されます（火葬のみ等の場合は対象外となります）。

後発医薬品を 利用しましょう

後発医薬品とは

後発医薬品（ジェネリック医薬品）とは、先発医薬品（最初に作られた薬）の特許が切れてから、同じ有効成分を使って作られた薬のことで、効果・効能はほとんど先発医薬品と同等です。

しかし、同じ有効成分を使っていても添加剤などが違うこともあり、ほかの薬との飲み合わせが変わってくる場合があります。

後発医薬品は経済的

後発医薬品は、先発医薬品と比べて一般的に低価格になっています。継続的に服用する薬を後発医薬品に変更すると薬代の節約になります。

ただし、後発医薬品に切り替えて薬自体の価格が安くなっても、技術料、管理料等がありますので、実際の支払額はそれまでと変わらないか、または上がる場合もあります。

後発医薬品を希望するときは

医師・薬剤師に後発医薬品に変更することができるか相談してください。すべての薬に後発医薬品が用意されているわけではありません。個人によって効き方や副作用などが異なるため、切り替えることができない場合があります。



医薬品の自己負担の新たなしくみ

令和6年10月から、後発医薬品があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。

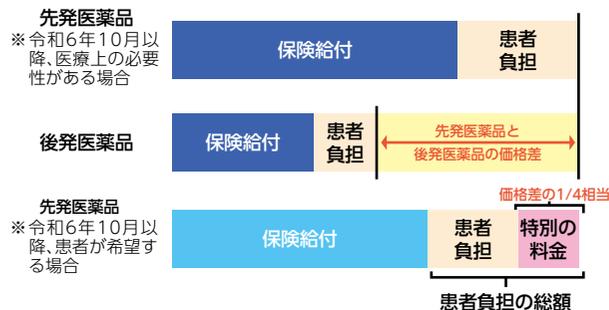
この機会に、後発医薬品の積極的な利用をお願いします。

なお、先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

特別の料金の計算方法

先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当を特別の料金としてお支払いいただきます。

例えば、先発医薬品の価格が1錠100円、後発医薬品の価格が1錠60円の場合、差額40円の4分の1である10円を、通常の1～3割の患者負担とは別にお支払いいただきます。



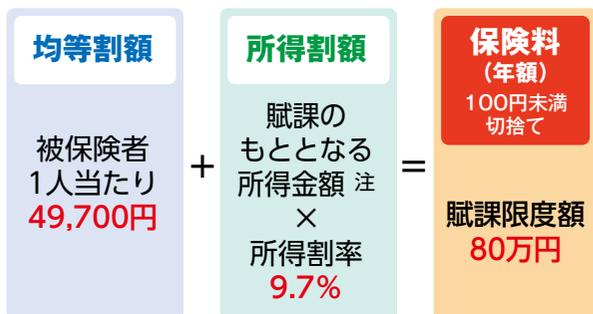
- 「特別の料金」は課税対象であるため、消費税分を加えてお支払いいただきます。
- 端数処理の関係などで特別の料金が4分の1ちょうどにならない場合もあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。
- 後発医薬品がいくつか存在する場合は、薬価が一番高い後発医薬品との価格差で計算します。
- 薬剤料以外の費用（診察・調剤の費用）はこれまでと変わりません。

保険料

後期高齢者医療制度では、被保険者全員が保険料を納めます。

令和6・7年度の保険料について

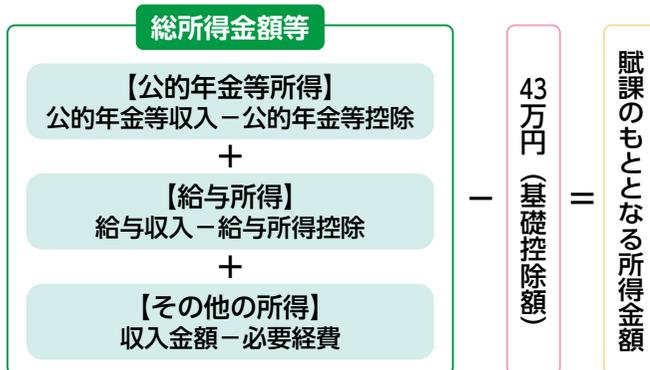
保険料は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計となり個人単位で計算されます。均等割額と所得割率は、2年ごとに見直されます。



注 所得金額＝総所得金額等－43万円(基礎控除額)
 ※合計所得金額が2,400万円を超える場合は、基礎控除額が少なくなります。



●所得割額の計算方法



賦課のもととなる所得金額に所得割率を乗じた額が**所得割額**となります。

賦課のもととなる 所得金額	×	所得割率 9.7%	=	所得割額
------------------	---	---------------------	---	-------------

被用者保険※の被扶養者であった方の軽減

後期高齢者医療制度に加入する日の前日において、会社の健康保険や共済組合、船員保険の被扶養者であった方は、**所得割額**の負担はありません。**均等割額**は、**制度に加入後2年経過する月までの間に限り5割軽減**となります(ただし、所得が低い方に対する軽減にも該当する方については、いずれか大きい軽減が適用されます)。

※被用者保険とは、協会けんぽ・健康保険組合・船員保険・共済組合の公的医療保険の総称で、国民健康保険・国民健康保険組合は含まれません。



保険料の軽減措置

均等割額の軽減

世帯の所得によって下表のとおり軽減されます。

このうち、5割軽減および2割軽減について、令和7年度の保険料から、所得判定基準が改正されました。

軽減割合	対象者の所得要件 (世帯主と同一世帯の被保険者との 総所得金額等の合計額 ^{※1})
7割軽減	43万円+ 10万円×(給与所得者等 ^{※2} の数-1)以下
5割軽減	43万円+ 10万円×(給与所得者等 ^{※2} の数-1) +30万5千円×被保険者数 以下
2割軽減	43万円+ 10万円×(給与所得者等 ^{※2} の数-1) +56万円×被保険者数 以下

※1 世帯主と同一世帯の被保険者に給与所得者等が2人以上いる場合に、「10万円×(給与所得者等の数-1)」を計算します。

※2 給与所得がある方(給与収入が55万円を超える方)または公的年金等に係る所得がある方(公的年金等の収入が、65歳以上で125万円を超える方、または65歳未満で60万円を超える方)。

- 均等割額軽減判定時の総所得金額等は、各収入から必要経費や控除額を差し引いた所得金額の合計額となります。ただし、譲渡所得は特別控除前の金額となるほか、事業専従者控除の適用はなく、専従者給与額は事業主の所得に合算されます。また、年金所得は年金収入から公的年金等控除額と特別控除15万円(65歳以上の方のみ適用)を差し引いた金額となります。
- 軽減判定日は、毎年4月1日または資格を取得した日となります。

保険料の納め方

保険料の納め方は、年金からお支払いいただく特別徴収と、納付書や口座振替でお支払いいただく普通徴収があります。

●特別徴収(年金からのお支払い)

年金の受給額が年額18万円以上の方で、介護保険と後期高齢者医療制度の保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超えない場合は、年金からお支払いいただけます。

- 年6回の年金支給日に保険料が天引きされます。



※年間保険料額が確定していないため、前年度の保険料額を基に仮計算した保険料額を納めていただきます。



※確定した年間保険料額から仮徴収分を差し引いた額を3回に分けて納めていただきます。

●普通徴収(納付書や口座振替でのお支払い)

年金からのお支払いとならない方は、市町から送付される納付書や、口座振替によりお支払いいただけます。

- 次に該当する方は、普通徴収となります。

- ①特別徴収の要件に該当しない方
- ②後期高齢者医療制度に加入したばかりの方
- ③他市区町村から引っ越したばかりの方

※保険料の納め忘れのない口座振替が便利です。口座振替を希望される場合は、お住まいの市町担当窓口にお問い合わせください。

Q 保険料率は、どのように決まるのですか？



A 後期高齢者医療制度の保険料率は、医療給付費の動向や国の制度改正等を踏まえて、2年ごとに見直しを行っています。

Q これまで国民健康保険の保険料を口座振替で支払っていましたが、後期高齢者医療でもそのまま自動継続されますか？



A 自動継続されません。口座振替には新たに手続きが必要です。また、これまで加入していた医療保険（国民健康保険等）で2か月ごとに受け取っている年金からの天引きにより納める方法（特別徴収）であった方も、普通徴収に切り替わります。口座振替を希望される場合は再度手続きが必要となります。

Q 保険料を年金天引きではなく、口座振替で支払いたいののですが？



A 保険料を年金からの天引きでお支払いいただいている方は、口座振替によるお支払いへ切り替えることができます。手続き方法などにつきましては、お住まいの市町担当窓口にお問い合わせください。

（保険料の納付が困難なときは・・・）

お住まいの市町相談窓口では、保険料に関する相談を受け付けています。

災害などにより納付が困難なときは、保険料の減免を受けられる場合がありますので、お早めにご相談ください。

十分な収入・資産などがあるにもかかわらず保険料を納めない場合には、法律の定めにより財産の差し押さえ等が行われることがあります。

保険料を滞納していると…

災害などの特別な事情もなく保険料の滞納が続くと、特別療養費の支給に変更する旨の事前通知が届く場合があります。通知が届いた方の医療費は、いったん全額自己負担となります。

資格確認書は返還していただき、自己負担割合等の記載がない「資格確認書（特別療養費）」が交付されます。

★還付金詐欺にご注意ください!!

広域連合や市町などの職員を装って金銭をだまし取る、「還付金詐欺」が発生しています。

医療費や保険料の払い戻しなどを理由に、ATM（現金自動預払機）の操作を依頼するようなことはありません。

不審な電話や訪問があった場合は、最寄りの警察またはお住まいの市町までお問い合わせください。



無料の健康診査を受けましょう

いつまでも元気で過ごすためには、病気を重症化させないことが重要です。

健康の保持増進や疾病の重症化等を予防するために、年に1回お住まいの市町が実施する健康診査もしくはみなし健診を受けましょう。

対象

後期高齢者医療制度の被保険者



基本的な健診項目

- 問診 ●診察 ●身体計測（身長・体重）
- 血圧測定 ●尿検査
- 血液検査（血糖・脂質・肝機能）
- 生活習慣病などで定期的に医療機関を受診し、すべての健診項目を受けている場合、みなし健診の対象となります。

みなし健診

みなし健診とは、診療で受けた健診検査項目と同様の検査結果を医療機関から広域連合に情報提供することで、健診を受けたものとみなすことです。

みなし健診に同意した場合、かかりつけ医師から診療検査結果が広域連合に提供されます。

被保険者

同意

医療機関

情報提供

後期高齢者医療広域連合

無料の歯科・口腔機能健診を受けましょう

お口の健康は、健康寿命に大変重要です。定期的な健診を受けてオーラルフレイル※を防ぎ、お口の健康を守りましょう。



※「オーラルフレイル」とは、かむ、飲み込む、話すといった口腔機能が衰えることをいいます。

県内歯科医療機関での個別健診です。

対象者 および 受診券

- ①令和7年4月1日時点で75歳から79歳の被保険者へは受診券を郵送します
- ②上記年齢以外の歯科健診を希望する被保険者へは各市町または広域にて受診券を発行します



受診期限

令和7年12月末

- 受診を希望する場合は、福井県後期高齢者医療広域連合（☎0776-54-6330）にお問い合わせください

受診者のなかから広域連合長賞を進呈!

オーラルフレイルを予防しましょう!
口腔機能向上相談・指導事業

健診の結果によっては、約3か月後に再度口腔機能の検査や相談を実施します。